

特定病床の特例による病床整備計画について

1 根拠等

病床過剰地域であっても、更なる整備が必要となる一定の病床については、厚生労働大臣に協議し同意を得た数について増床の許可に係る事務を行うことができる。(医療法第30条の4第8項、同施行令第5条の4第2項、同施行規則第30条の32の2第1項)

(参 考) 尾張東部医療圏 (平成 25 年 9 月 30 日現在)

基準病床数	既存病床数	差 引
3,558 床	4,486 床	928 床

2 整備の概要

医療圏名	病床を整備しようとする施設 名称 所在地 開設者	整 備 増床数	特定病床 の種類	病床種別等			
				病床種別	現状	計画	計
尾張東部	あいち肝胆膵ホ スピタル 愛知郡東郷町大 字春木字白土 1 217 末永 昌宏	特定 病床 11 床	がん病床	病床種別	現状	計画	計
				一般	19	11	30
				計	19	11	30
				増床に伴い診療所 病院			

平成 26 年 8 月 使用開始予定

3 圏域保健医療福祉推進会議の意見

尾張東部医療圏 (2月3日開催) 「承認」

4 愛知県病院開設等許可事務取扱要領第4の審査基準への対応状況

基 準	対応状況	適否
原則として許可後1年以内に確実に着工できる見込みがあること。資金計画において無理がない計画であることを確認すること。	平成26年5月着工予定	適
開設許可病床に対する病床利用率が原則として80%以上であること。	96.3%(平成23年度の立入検査結果)	適
医療従事者について医療法の標準数を満たしており、かつ、増床に対応して確実に充足する見込みがあること。	計画常勤換算数(医師4.8人、看護師22.0人、薬剤師1.6人)確保予定	適
直近の医療監視員による立ち入り検査において指摘された不適合事項が改善されていること。	平成23年度の立ち入り検査にて不適合事項なし。	適

特定病床整備計画書

医療圏名	尾張東部医療圏					
整備予定施設名	あいち肝胆膵ホスピタル (診療科目) 消化器内科、消化器外科					
特定病床計画数	特定病床種類	開設可病床数	整備予定病床数	計		
	がん病床	19	11	30		
	(主な利用形態) 肝胆膵領域のがん患者のための病床					
病床利用率		病床種別	病床数	入院者数	病床利用率	
	立入検査結果 (平成23年度)	一般病床	19	18.3	96.3	
医療従事者 (注) 非常勤職員数の ()内は常勤 換算数を記載す る。		医師	歯科医師	看護師	薬剤師	
	現 状	常勤職員数	2	-	15	1
		非常勤職員数	13(0.8)	- ()	9(3.0)	3(1.6)
	<立入検査結果・平成23年度>					
	必要数	-	-	-	-	
	常勤換算数	2.9	-	18	常勤1、非常勤3	
	充足率	-	-	-	-	
	<増員計画>					
	予想必要数	4.0	-	18.0	1.0	
	計画常勤換算数	4.8	-	22.0	1.6	
予想充足率	120%	-	122.2%	106.6%		
立入検査不適合	不適合事項		改善状況			
	なし		/			
資金計画等 (注) 「調達方法」は 予定金額合計の 調達源泉を記入 する。	用地確保	必要なし・必要あり(m ² 予定)				
	工事予定	着工：平成26年5月予定 竣工：平成27年3月予定 (工事が不要ない場合の理由)				
	資金計画		必要面積	予定金額	調達方法	
		用地	m ²	万円	銀行より借入	
		工事	330	4,800		
		その他				
	計	330	4,800			
許可申請	平成26年3月					
病床使用	平成26年8月使用開始予定					
備考						

平成 10 年 7 月 24 日付け厚生労働省指導課長通知「医療法施行規則第 30 条の 32 の 2 第 1 項に規定する特定の病床の特例について」の個別留意事項への対応状況

要件	計画状況
<p>該当疾患に関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する病院等であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・肝胆膵疾患領域がんにおいて十分な診療能力を持つ当該医療機関を増床することで、当該地域のがん診療機能の充実を図る必要がある。 ・肝胆膵疾患を対象として診療する専門的な医療施設。
<p>当該疾患の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、当該診療に関してその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する病院等であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算で、医師 2.8 人、薬剤師 2.6 人、看護師 18 人、放射線技師 2 人、臨床検査技師 2.8 人と、診断及び治療に必要な体制を有している。 ・地域の一般の医療機関でほとんど実施されていない肝胆膵領域のがん手術を行っている。
<p>当該疾患を対象とする調査研究施設及び調査研究設備を有するとともに、当該疾患に関し相当の研究歴を有する者が常時相当数勤務することとされている等、当該疾患に関する調査研究に必要な体制を有する病院等であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤医師 2 名は、いずれも専門領域の経験が 40 年と長く、関係学会の認定医や指導医、専門医となっており、学会での発表等を行っている。 ・臨床研究として「肝胆膵外科領域の患者に対する臨床症例からの研究」を行っている。
<p>組織的な病院管理が行われ、かつ病歴管理者が常時勤務することとされていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・診療情報管理士の資格を有する職員が常時勤務しており、病歴管理はなされている。
<p>研修室、視聴覚機器等、当該疾患に関し他の機関に所属する医療関係者の研修が実施できる施設及び設備を有する病院等であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修可能な会議室がある。 ・登録医との診診連携懇談会を年 2 回開催している。
<p>「高度ながん診療を行う病院の当該機能として、次に掲げる医療機能のいずれかに該当するものであること。 (進行悪性腫瘍の集学的治療、進行悪性腫瘍の手術、骨髄移植、リニアックによる放射線治療等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・進行悪性腫瘍の手術を実施。 ・化学療法室を有し、切除と化学療法を組み合わせた集学的治療を実施。 ・リニアックによる放射線治療は、近隣病院と提携して実施。

(参 考)

医療法第 30 条の 4 第 8 項

都道府県は、第 13 項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があった場合においては、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第 2 項第 11 号に規定する基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

医療法施行令第 5 条の 4 第 2 項

法第 30 条の 4 第 8 項に規定する政令で定めるところにより算定した数は、算定基準又は第 5 条の 2 第 2 項の規定に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数とする。

医療法施行規則第 30 条の 32 の 2 第 1 項

法 30 条の 4 第 8 項に規定する厚生労働省令で定める病床は、次に掲げる病床とする。

- 1 専らがんその他の悪性新生物又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所の病床並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床（高度ながん診療施設又は循環器疾患診療施設が不足している地域における高度ながん診療又は循環器疾患診療を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床に限る。）